

### 第3期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 平成25年7月22日(月)午後2時から4時
- 2 場所 庁議室
- 3 出席委員 高橋委員(会長)、金杉委員(副会長)、森山委員、的野委員、市川委員、田中委員、森下委員、河合委員、木村委員、有馬委員、金井委員、柴田委員、栗原委員、岩田委員、石野委員、千葉委員、藤巻委員、古畑委員、谷部委員、萱野委員、林委員(以上21名)  
欠席委員 佐藤委員
- 4 傍聴者 2名
- 5 配布資料 練馬区障害者地域自立支援協議会委員名簿(第3期)  
練馬区障害者地域自立支援協議会区職員出席名簿  
練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱  
第3期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制  
各委員より  
次期障害者計画・第四期障害者福祉計画の策定等について  
サービス等利用計画の取組状況  
ヘルプカードについて

#### 障害者施策推進課長

開会に当たり、まず開催方法についてご説明いたします。

会議は年3回の開催といたしまして、会長が招集をいたします。会議の公開につきましては、公開の会議とし、一般区民の傍聴を可能とするものでございます。ただし、傍聴人による発言、録音、撮影は認められません。

次に、会議録の公開につきましては、会議中の発言は録音させていただきます。また、会議録は公開といたします。公開に際しまして、発言者個人が特定できないようにいたします。会議録作成後、各委員の皆様にご確認をいただいた上で、区のホームページに掲載いたします。

以上が、練馬区障害者地域自立支援協議会の開催方法でございます。

それでは、お手元の次第に従いまして、委員の委嘱を行います。福祉部長より委員の皆様にご委嘱状をお渡しいたします。福祉部長が各委員の席へ移動し、お渡ししますので、委員の皆様は自席でお待ちください。資料1に委員名簿がございますので、ご参照ください。よろしく願いいたします。

(福祉部長、各委員に委嘱状を交付)

#### 障害者施策推進課長

続いて、開会に当たり福祉部長からごあいさつを申し上げます。

#### 福祉部長

皆様こんにちは。本日は、皆様お忙しい中、またお暑い中お集まりいただき

まして、誠にありがとうございます。

3年任期の障害者地域自立支援協議会でございますけれども、第3期目ということになりました。この協議会では、サービス提供事業者の皆様、また相談支援事業者の皆様、あるいは就労、福祉、教育などに携わっていただいている皆様、さまざまな分野から広く地域における障害福祉の課題等についてご協議いただく場として開かせていただいております。

最近の障害者福祉の状況を見ますと、障害者優先調達推進法が4月に施行され、あるいは障害者差別解消法が6月に成立して、こちらの施行は3年近く先になりますが、このように障害者福祉を取り巻く状況も変化が見られております。

こうした中で、練馬区では、障害者計画・第四期障害者福祉計画について平成27年度を初年度として策定していくことにしております。この協議会での皆様の議論もそうした計画の中に活かしていきたいと私ども考えておりますので、ぜひこの場でのご活発なご議論、ご協議をよろしくお願いいたします。

皆様、本当にお暑い中お集まりいただきましたこと、改めて感謝申し上げます、私の一言ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

障害者施策推進課長

それでは、本日委嘱を受けていただいた各委員の皆様より簡単な自己紹介を座席順にお願いいたします。また、後ほど各委員の皆様から課題についての発表もお願いしているところでございますので、大変恐縮ですが、自己紹介は手短にお願いいたします。

(委員、自己紹介)

障害者施策推進課長

ありがとうございました。続いて、庁内の内部委員と事務局職員のご紹介をさせていただきます。

(庁内の内部委員、事務局職員、自己紹介)

障害者施策推進課長

以上で、職員紹介は終了させていただきます。

続きまして、会長の選出および副会長の指名についてでございます。

お手元の資料3をご覧くださいまして、資料3の練馬区立障害者地域自立支援協議会の設置要綱第3条に、協議会の委員構成22名以内で構成するということ、第2項で、協議会に会長および副会長を置くと、また、第3項で、会長は委員の互選により学識経験者から選出し、副会長は会長が指名することになってございます。これに基づきまして、要綱第3条により、会長は学識経験者の中から選出するということでございます。

事前に、学識経験者の高橋委員および金杉委員と事務局で協議をさせていただいて、高橋委員に会長を、金杉委員に副会長をとということでご了承いただい

ているところでございますが、もし委員の皆様にご異存なければ、拍手でご承認をいただければと思います。

(一同拍手)

障害者施策推進課長

ありがとうございます。それでは、会長には高橋委員、副会長には金杉委員にお願いしたいと思います。

それぞれご就任のごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長

ご承知のように、障害者政策は、さまざまな制度的な変更、改正および差別解消法等の新しい制度ができました。障害の課題というのは、大変多岐にわたっております。それから、非常に最先端の思想から、ある意味でやや時代遅れな考え方で、どうも併存をしているらしい。

実は高齢者においても全く同じで、某区ですが、津波の来るハザードマップで危ないところに特養をつくるという大変時代遅れの発想をして、それを財界の中心メンバーの人が「これはいい」と言って、検討しろというご命令があって、私、実はそれをやっておりますけれども、地域でケアするということは基本のキなんです、この基本のキがものすごくあやふやにされてきているということ、それから精神障害者の問題で、精神保健法の保護入院の改革、私大変危惧しております。

そういうことを含めて、2期にわたってこの自立支援協議会をやらせていただいて、大変私が感銘を受けているのは、現場の議論が少しずつ蓄積されていて、これがいろんな制度やそれぞれの皆さんとのハブというか、プラットフォームというか、そういう役割を果たし始めているなど実感しております。

ここでの議論を踏まえて、きちんとした制度化と財政措置、これも新しい制度になって、たぶん事務局のほうは言いにくいかもしれないけれども、財政的には非常に厳しい状況の中で、しかし必要に合わせて整備を図っていかなきゃいけない。一方で、さまざまな当事者の方々や親の会の方もたくさんいらっしゃいますし、本来は区民も含めてこれらを支援するサポートの体制をきちんとつくっていくということがものすごく大事な仕事で、この自立支援協議会は、そのプラットフォームの役割を少しでも、第1期、第2期に増して第3期に果たせることを祈っております。

そういう意味で、専門部会で日ごろ日常的に議論が積み重ねられていることをご報告伺って大変感銘をしておりますが、そういうことをできるだけ政策、それから実践に生かせるような場として、この場所が運営できたらいいなと思いつつ、また引き続きよろしくお願いいたします。

副会長

会長からお話がありましたように、障害者に関するいろんな法律制度が、目まぐるしくというか、新しくできてきて、精神保健福祉法も改正になって、医

療保護入院、保護者制度がなくなるということでちょっと混乱した状況になるとか、あと差別解消法とか雇用促進法とか次々できています。

そういう国の法律レベルがいろいろな問題がありながら進んでいって、一方で、地域の実情はなかなかそれに追いつかないということが多いと思います。

私、初めてで、自立支援協議会がどのぐらい機能を果たして動かしていけるのかということはまだよく分からないで、勉強させていただきたいと思います。地域に設けられた関係者の集まりということですから、地域の実情に合ったニーズ、それから地域にある資源や特性を生かした色々な援助などを組み合わせ、みんなで考えていくような、そういう協議会になったらいいのではないかなと思います。

これから少し勉強させていただいて、少しはお役に立てるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

障害者施策推進課長

どうもありがとうございました。それでは、この後の進行につきましては、会長へ交代をさせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、第3期のスタートに当たりまして、新しく委員に就任をさせていただいた委員の方もいらっしゃいますので、自立支援協議会がどういう役割を果たすかということについて皆様と認識を共有したいと考えております。自立支援協議会の役割など、ご説明をよろしくお願いいたします。

事務局

資料4、説明。

会長

ありがとうございます。いかがでございましょうか。何か分からないこと、分かりにくいこと、ご質問等々がございましたらご発言をいただけたらと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ただ今事務局から提案のあった、各専門部会の委員構成については事務局一任ということでよろしくお願いいたします。

それでは、きょうは第3期の第1回でございまして、新しい構成になりましたので、この機会に、各委員から事前に障害者施策の課題についてご意見のご発表をお願いしてございます。お手元に資料5として各委員から事前に頂戴した意見を取りまとめたものを配布していただいておりますので、これに基づきながら、お一人3分程度でおさめていただくことをお願いした上で、それぞれご発表をお願いしたいと思います。

委員

障害者施策の課題等という非常に大きいテーマでした。私が書かせていただきましたのは、多少細々としております。私どもの会でも高齢化に伴う課題と

いうものが非常に最近目立ってまいりました。今までは「親亡き後」ということに対して漠然とした不安というものはあったのですが、その前に高齢化が進みまして、例えば成年後見を付けるということに対しても、親は親、子は子という人格が2つということが、高齢になってくればくるほど、一心同体として過ごされた経過もございまして、子どもの一生というライフスタイルというものを親が見極められない状況まで来ている。そんな中で親一人子一人の家庭がどんどん増えてきています。この傾向は強くなって、親がどうしても子どもを離せないということになって、あとは、どこかの誰かが措置をしてくれるんだろうと思っている高齢の親もございまして。それでなかなかサービスに結びつけるということが難しい、容易ではないということを感じております。

その手前で地域移行、精神障害の方の退院促進などの地域移行と申しますが、家族で暮らしている人も後々はグループホーム、ケアホームなどに入って行く。多様な住まい方が選択できると思うので、そういう地域移行としての受け皿を用意していただけたらと、グループホーム、ケアホームがあればというふうに思います。また、重度の方も医療的ケアが必要な人にはどうしても施設があったらという人もいますので、多様な住まい方が選択できるということが大きな課題じゃないかなと思います。

それから、このまちにずっと暮らしたい、安心して暮らしたい。それぞれの生きがいを持って、安心した、その人らしく生きるということが、なかなか支援がないと難しいと思いますので、そういったライフスタイル、ライフステージに合わせた支援もあったらいいかなと思います。そのためには、ネットワークというものが必要かなと思っています。

雑駁でございますが、細々したことから大きなことまで申し上げました。また考えていただけたらと思います。以上です。

#### 委員

僕はいろんな場で同じようなことをいつも主張しているので、ここでも同じことを言わせていただきたいと思います。さまざま障害者をめぐる制度、法律などが入れ代わり立ち代わりのようにできてきています。あるものは、たぶん内部障害者当事者が入った形でつくられたものも出てきていますが、ほとんどが障害者じゃない人たちを中心にして障害者施策がつくられてきている。この現実がまずあると思っているので、それぞれの法律、制度はそんなに十分ではないといつも考えています。

それよりも一つ前に、私がいつも言わざるを得ないというか、当事者立場としての言い方をいつもしています。それは、地域で自立する、あるいはそういう制度やサービスが充実してくることはとても大事で大切だと僕も思っていますが、障害者や障害児を社会の一員としてどこまで認めて、あるいはどこまで一緒の人間として思ってきているのか、その状況は本当に大丈夫なのか、そういうことを常々に私は考えています。

言ってみれば、例えば極端で申し訳ありませんが、スロープがあったほうは

もちろんいいんですが、ない場合、「みんながそこをかついでくれるのか」という、そういうさっとした心根が持てるのか、あるいは持てないのか。そこまでいっていないのか、いっているのか。係をつくれればいいのか。みんなに任せるほどの世の中になってきているのだろうかということを、毎回のことながら私は思うし、その視点から自立支援、あるいは障害者自身の自立がなければいけないと思っています。

申し訳ありませんが、やはり差別も僕はまだ残っていると思っているし、その考え方が優先席に見られるように、優先席にだけ障害者が座ればいいのかということでは僕はないと思っています、すべての座席がそういう交通弱者の皆さんに開かれていなければいけないし、そういう思いが社会の一員として必ず皆さんの中になきゃいけないと思っています。

それはまだまだ途中ではないかと私個人は思っていますので、ぜひその方向をどういうふうはこの協議会の中で生かしていくのか、つくっていくのか。僕も考えたいと思いますので、皆さんもその視点を必ず忘れずをお願いしたい、一緒にやっていってほしいと思っています。

よく僕が言うのは、教育の課程に少しそういうものを取り入れてほしい。保育園、幼稚園、こども園などにもそういうことを少しずつ入れていくというのでもいいのではないかと思います、さまざまな具体例を出して今まであちこちで話をしてきました。ぜひその視点を忘れない協議会になってもらえればと思います。

#### 委員

今の話、非常に感銘いたしました。私のほうも、肢体不自由児者父母の会を中心としてきょうは書きました。障害者施策の課題について、住居、住まいの場所のことを今回は取り上げました。そしてまた、それに伴う公営、都営というところのバリアフリー化の整備をしてもらいたいということも1つ挙げました。

それと、防災については、障害者当事者が中心ということではないですけども、参加できるようなシステムづくりをしてほしい。地域の防災訓練に行っても、そちらはそうではないけど「お荷物」ということが実際の現状です。だから、障害者当事者の家族と別の枠でやっていかないと、いつになってもこの地域にどの障害者がいてどう回るかということが、地域の啓発と理解にはつながらないだろうなと思っています。

その他として、これは父母の会のことですけども、いろんなサービスがどんどん変わって、たくさんよくなってきているんですけど、年齢の高いお母さん方は、私を含めてサービスを利用する理解と周知することに時間がかかるんですね。1つ理解すると、また次の新しいことを理解しなきゃいけない。それと、情報機器の時代にあって、これにどう立ち向かうか。

最後に、ついに学校の生徒のお母さんが会員にいなくなりました。今、桐ヶ丘、国立の方が1名いるだけ、4年生で。あと大泉特別支援学校ゼロです。でも、障害者はいるんですね、1年生に入学する人も。それが何で、父母の会

の魅力がないのか、あるいは教育の現場でそういうことのPR、私たちも会長たちと努力をしながら、父母の会は運動体であるという意味で、その辺を知っていかなくてはいけない。運動というのは要望するだけではなくて、障害者当事者の声を届けることが運動であると考えていますので、今後、教育のほうとも手を取り合いながら、若い会員を増やして、情報の時代に向かっていけるようにしていきたいというのが一つの課題です。以上です。

#### 委員

私たちの会が抱えている多くの問題ありますけれども、2つの視点から課題を併せてお話をします。

日ごろ、会員の多くの人たちの話題は、災害に対してどう対応するかということが問題になっています。その場合にはどう対応したらいいかということを経員会でも、また総会等の席上でも話し合いました。そして、問題として感じるのは、実際災害が起こった場合に、どこへどのように避難するのだろうか。また、障害を持っていて重い人たちはどう対応するのか。それから、避難所でのケアはどのような状態にあるかということ等を皆と話し合いました。そのための方法として3つあります。

その1つの方法としては、災害時要援護者名簿によって地域の連携を図るという問題。もう1つは、普段、会員同士で連絡網を持っております。緊急時にそれを有効に活用するために連絡網を充実していこうということに決まりました。それから最後は、私たち練身協ではいろいろな行事をやっております。その行事のたびごとに、防災についての研修会というものを常時繰り込んで意識化していくということ、そのことが問題の不安に対する対応になるのではないかとということで計画を作成いたしました。

もう1つの問題として考えられるのは、相談体制の問題です。私たちの会では、会員同士の連携を図るために、役員、相談員が主としてイベント時に、話し合いをし、相談をすることをしています。しかし、その相談というのは、要するに面接室による相談ということではなくて、普段の日常の生活の中での場面面接ということ等を主としながら連携を図っています。

それから、もう1つは、相談員は電話相談を受けることがよくあります。その相談をされてくる人は、ひとり暮らしで寂しい、家の人との間があまりよくない、地域生活していくために自己実現するためには非常に不満であるというふうなことを夜遅く電話を受けることがあります。そういう場合には、相談を受けるということよりも、相談を受けて指示を与えて、そして対応を考えるということよりも、むしろ受け入れて話を聞くということに徹底しております。そのための相談訓練にも参加して、電話相談の対応ということ等を普段から考えております。

この場合の電話相談というのは、社会から疎外された人は、夜寂しくて眠れない、あるいはあすはどうしたらいいのかとか心配が多いものですから、この相談員による電話相談というのは、そういう社会的に疎外された人に対する一

つの働きをなしているのではないかと考えられます。

そういう点から考えて、電話相談というものは、これからは関係機関によって、またはっきりした時間帯を設けて対応を考えていく必要があるのではないかとということで、普段の生活の中からそのことを考えます。以上です。

#### 委員

私たちの会員でも本人の年齢、親の年齢が高くなってきている。本人は年齢が高くなってきていることで頑固というのか、親はその対応で疲弊しているという問題が出ています。

ただ、親の会といいましても、母親が多いわけで、この子のためには自分が頑張らなければという基本の考え方があります。その障害者の子本人も、母親に対する気持ちというのか、相互にお互いの存在に依存し合うような関係があることが問題ということが、親の会の中で出ております。

親が頑張らなければいけないという長い歴史的な時代があり、ただ、親は先に死ぬ、ということを含んで何度も話し合います。昔は、障害があって、いっぱいかわいかって、早くにその子を見送ってから自分たちが死んでいくという考え方がありましたが、今の時代はそんなことはめったにない。親のほうが先に逝きます。障害のある本人がどういう暮らし方をして、親はどういう暮らし方をしてというイメージを話すことを私たちはよくしています。それでも、まだまだ不安な要素はたくさんあります。高齢化の話も、専門部会で話されたことをここで発表されたら、また考えるいろんな目安になるかなと思っております。よろしくをお願いします。

#### 委員

よろしくをお願いします。意見書にごく簡単に4つ書いてあります。

協議会のあり方というのは、1期、2期、3期目になったんですけど、ざっくり言ってしまうと、みんなでこの場で話し合えたという実感みたいなものがちょっと持てていないなと思っていて、何で持てていないのかなということが1つ。ここで話されたことがどういうふうに計画に反映されているのか分からない。どの話がどの計画のこの部分に反映されたよというのが、勉強不足もあると思うんですけど、分からないということがあるのと、ここで出た報告書というのがどこに出しているのか。

例えばここで話されたことは、学校関係もあるので、教育委員会みたいなところとか、子育て支援課などにちゃんと報告書を出して、そっちで計画に反映されるとか、そこから意見を見ることはしているのか、されてないのか、どうなのかといったことも分かっていないんですね。

そこをやってないのであれば、出すようにして、どんなふうに反映されたのか、されてないのかといったものをこの協議会でチェックできるようになればいいかなと思っています。

あと、障害を持つ子の参画というのは、障害を持った子どもの意見というのか、1期、2期となかなかここで反映されてこなかったと思うんですね。高齢化の

問題もすごく大きいと思うんですけど、今回、児童の方たちが入っているので、どんどん意見を言ってもらえるといいかなと思っていて、できれば話せる子じゃないとダメかもしれないけれども、直接に部会でも構わないと思うので、意見を聞く機会、子どもたちの意見をどうやって反映させていくかという仕組みと意見を聞く場所をつくっていただけるとなと思っています。

この場に教育関係者の方もいますが、普通学校に通っている障害を持つ子どもがいると思うので、普通学校の教育関係者、校長先生でもいいと思います。警察の人とか、参加できるようにあり方として考えていただけるとなと思っています。以上です。

#### 委員

私は障害児の居宅サービス等をしています。学校に行っている間はこうして私たちサービス事業者との関わりがあるんですけども、卒業の時点でそこで分断してしまうというのが今の現状です。それで、お母さんたちから、継続して何か相談したいときに、どうしたらいいんだろうというお話をいただきます。今回、相談支援の事業ということですので、そうした中で生涯にわたって、人に相談していけるという事業がうまく成功して、そうしたシステムができていけばいいなと思っています。

お母さんたちとしては、コミュニケーションがとれるようになってほしいとか、子どもたちが高校卒業に向けていろんな条件を付けて、これができなくちゃいけない、あれができなくちゃいけないということをすごく考えていらっしゃいます。

私が思うのは、あるがままで受け入れてもらいながら、地域社会で生きていけるようになっていけばいいなと思うので、そうしたことを話していければいいと思っています。以上です。

#### 委員

私は、障害者グループホームを運営する立場で問題提起させていただいています。さまざまな障害の程度に対応したグループホームの整備、ハード面、ソフト面のものが必要ではないかと感じております。それは利用者の生活ニーズが実現できるように配慮することであると思っております。

皆さんグループホームに入居される方は、「その次どうするの」と言うと、必ずひとり暮らしをしたいという希望があるんですね。それにわれわれが対応できているのかなということ、なかなかそういう方向にはまだ向いてなくて、例えばサテライト型でひとり暮らしを実感できるようなサービス、そういうものが早く立ち上げられるといいかなと考えております。以上です。

#### 委員

自分は通所の施設ということで出させていただきました。先ほどからいろんな方から出ているように、当事者本人と家族の高齢化への対応というところ、それも含めまして、うちでいうと就労継続支援B型ですが、通所施設なので来ていただいて初めてカウントできると。プラス、そこでやる仕事、ご本人が高

齡化してくると、なかなか周りの人のスピードに追いつけなかったり、それを本人のほうが気にしてなかなか来られなくなったりというところがあるので、そういう人たちも行けるような場所の確保が必要なのではないかと思います。

もう1つは、現行、区のほうから家賃補助をいただいているんですが、一応定員の5割の利用率があって、5割以下になるとその月の補助は出ませんよという形になっているんですが、よりよいサービス、充実したサービスの提供をしていけば自然に上がってくるとは思うんですが、そうならないための1つの方法としては、うちみたいなB型の事業所ですと定員と登録者数というのが別物になっていまして、どんどん登録者数を増やしていくという形になる、となると、同じ職員数で倍の人数の登録者数の面倒をちゃんと見れるのか、サービスの低下につながるのではないかとあって、ちょっと書かせていただきました。

#### 委員

国もようやく障害児支援の強化ということを打ち出しまして、10年前とは障害児に対する施設ですとか支援のスタイルもだいぶよくなってきているなとは実感しているんですけども、やはり生まれたときから最後までというか、障害児から障害者になり、高齢者となっていく中で、地域で生活していくというところを柱に考えたときに、地域での地域包括ケアシステムというのが構築されると一番よいのではないかと考えています。

ただ、地域包括ケアシステムというのは非常に理想的で、実際に実現するとになると、本当にいろんな方々がきちっとした連携を持ちながら、一人の障害児、障害者に対してどんな支援が必要なのか、どんな人数が必要なのかというのを本当に丁寧にやっていってこそ、よりよい結果が生まれるのではないかと考えていますので、その辺りが少しずつでも実現していけばいいと思っております。

また、子育て支援の法人としましても、生まれたときからの重度障害のお子さんやいらっしゃいますけれども、母親というのは、先ほどもお話がありましたように、一心同体といいますか、「私が見なくちゃいけない」という気持ちが非常に強いものですから、その都度その都度何かぶつかったときに、探して、そういう施設に入れなかった、待機待ちですとか、そういう現状が起こるわけですけれども、それが生まれたときから地域として相談支援事業などがきちんと活用されて、母親としてもそういう支援の事業を活用することがいいんだという意識を持てれば良いのですが、どうしても自分の子どもをほかの人に支援していただくことが後ろめたいとか、それではいけないんじゃないかと思う方がいらっしゃいます。健常児のお子さんのお母さんでも、今、子育て支援事業の「子育てのひろば」でやっているんですけども、0歳から3歳の親子がいらしています。情報過多ということもあるのか、非常に不安を抱えている保護者が多くて、0歳から3歳だと、発達障害のグレーゾーンと呼ばれているケースなんかは、そのとき相談した職員の一言で母親がすごく傷ついたり。丁寧な言葉といいますか、その対応が求められていると思うんですね。

そういう相談支援事業、相談支援の方が丁寧な対応をしていただく、そうい

うシステムがあるよということで、安心して、そこの戸をたたくのも勇気が要るかもしれないですけども、そこで安心して今後について、わが子との自分の生活というものが見えてきたり、その子どもの行く先がそういう形で安心できるというものが、地域として、練馬区として打ち出していけるようなことを非常に願っています。

#### 委員

現在課題と言えることは、皆様方がおっしゃっている通りの障害者を取り巻く環境や障害者自身の高齢化と防災対策などですね。

私たち聴覚障害者にとってはコミュニケーションの問題です。そして、これらについては行政の方にも要望など出しながら、課題問題の解消というかを目指しているところです。

コミュニケーション保障というのは手話通訳のことですけども、手話通訳ということにはご理解いただけていると思います。手話の社会への広がり、手話は地域社会に入ってきていますが、練馬区というか地域社会においてはどうか、地域で共有できている言語であるか、となるとまだまだ思うのです。手話は私たち聴覚障害者の日常の言語としているのですが、手話というのが行政の方では日常的なものとなっていない、十分でないのが現状です。

私たちが要望しているのは、行政の場に手話通訳を置いて（設置）ほしいということです。現在は福祉事務所4ヶ所に月2回手話通訳者を配置して、その割り当てられた日時に福祉事務所に出向き手話通訳を介して相談をしています。でも福祉事務所や役所には必要なときならいつでも行けるような状況であってほしいのですが、手話通訳者がいる設置された日だけしか利用できない状況です。この状況はバリアフリーになってない、バリアはある状況で日常生活も限定されているような状況です。この限定された状況を解消していかなければならないと思います。

もう一つは、防災に関してです。私たち聴覚障害者は、区内小、中学校約100校にある避難拠点校の中で光が丘、練馬、石神井、大泉等の地域の拠点校の防災訓練に参加させて頂き合同で訓練をしてきています。今までは居住地域の防災訓練には参加できず、防災訓練を受けたことがなく防災訓練を体験する。聴覚障害者がこれをまず理解すること。地域の方々が聴覚障害者にどう接し対応するかを理解していただくことで、このようなあり方を広げていく必要があるということです。毎年行っていますが、自分の生活する地域拠点校での防災訓練に聴覚障害者が一人で参加出来るシステムにしてほしいと願っています。地域で共に生きる状況を考えると、自分の居住地にどのような方がいて、隣近所とのコミュニケーションが出来ているのが望ましいのですが多くの聴覚障害者は地域社会に入れきれずにいるのが現状です。緊急時等の場合を考えると、そのような状況は困るわけで、なくして行かなければと思います。

それから高齢者への支援について言いますと、ディサービスを受ける、グループホームに入る、特別養護老人ホームで生活するといったサービスを受ける

のですが、サービスを受けにくいので受けない聴覚障害者は多くいます。コミュニケーション障害の壁があり入所先ではスムーズにいかず、問題を起こすケースもいろいろ出ています。そのような状況をどうするのか、私たち聴覚障害者が気兼ねなく自由にサービスを利用でき参加できるような高齢者施設に変えていかなければならないです。この協議会に障害者当事者が参加し課題をとりあげて話していますが、このような課題を協議会ではどのような形で取り上げてまとめいくのか、課題の解決につながる方向をみつけるのかです。

それから私の言いたいことの一つに地域生活支援センターについてのことで、練馬区では4地域にセンターがありますが、その地域の方々（障害者の）の生活支援にということでしょう、しかし地域にはいろいろな障害種別の方々が生活しておりますが、すべての障害者に対応する支援センターになっていません。地域としているのは何なのか。今の支援センターのあり方は障害者の要望に応えているのかなと思うのです。4地域に設置するのなら障害種別にA地域の生活支援センターは聴覚言語障害者を中心としたセンター、B地域には視覚障害者とか。現在のような「地域」はどのような意味を含んでいるのか大泉地域生活支援センターが大泉地域にある、そこに生活する知的障害者と身体障害者が十分な生活支援を受けられる町に（地域）なのか。地域って何なのかも考えて行きたいと思います。

#### 委員

私は事業者でもありませんし、一般の区民なのでいろいろなことはよく分からないんですけども、障害者の方が地域の中で自立した生活が送れるよう、国の障害者施策は驚く程のスピードで、法律制度が改正されています。

練馬区においても地域移行が進められ、あらゆる角度から支援サービスの充実が図られていることを学ばせていただきました。しかし、地域の受け皿である民生児童委員の立場では、障害者の方に対する認識または理解度は大変低いと思われまます。また、逆に当事者やその家族の方々も民生児童委員の活動や存在すら知らない方も多いとお聞きしています。そこで少しでも連携を計れていけたらと常々模索しているところです。

一方、地域の中においては、障害者の方に対する差別や偏見はまだ根強く残されているのではないのでしょうか。その厚い壁を取り除いていくことも、大きな課題かと思われまます。

長い人生の視点に立った時、健常者も障害者も同じ人であり、何かの使命を持って、生を受けてきたとするならば、お互いに助け合い補い合って、生きてゆくことの大切さを幼児期からの教育の中に取り入れていくことも差別や偏見を解消していくことにつながるのではないかと思います。

今後、自立支援協議会の中で学ばせていただいたことを、地域に戻り、民生児童委員の立場から、障害者の方の地域移行に対して少しでもご理解いただけるよう、お役に立てたらと思っております。

## 委員

私は項目出しを2つしているだけですが、これと一緒に、クリップ止めにした資料と一緒に付けておいたので、このクリップ止めの資料を中心にお話しさせていただきますと思います。

まず、厚生労働省のプレス発表の記事です。身体障害者の高齢化と精神障害者の増加というところで、25年5月15日に厚生労働省から障害者の職業紹介の状況をプレス発表されたということで、この中で新規求職者、就職者とも、いずれの障害についても増加しているということと、特にその中で精神障害者の部分が増加しているということが出ています。

障害別に見てみると、ここにあるとおり、新規求職者については前年度比で身体障害者が2.1%、知的障害が8.9%の増加ということですが、精神障害者については17.6%と大幅な増加となっているという状況になっています。また、就職件数を見ても、身体障害者が6.9%、知的障害者が11.9%に対して、精神障害者が26.6%の増加ということで、他の障害に比べて大幅な伸びとなっていると。

これ1枚目が厚生労働省で、一番後ろが東京都のプレスの発表ですが、同様の傾向が東京都のほうでも出ているという数字になっております。精神障害者については前年度比で21%、大幅に就職率が伸びているということが書いてあります。

こちらは精神障害者の就労に当たってということで、今後とも同様の傾向が継続するということが考えられるわけですが、われわれ就職支援をしている中で、求人者側が求めている精神障害者というのは、就労支援機関が付いている方のほうが安心して定着を含めたお願いができるということです。就労支援機関が付いている方を採用したいという希望を持っている企業さんが多数見受けられますので、地域の就労支援機関の方には、ぜひとも精神障害者の支援をよろしくお願いいたしますと思っています。

また、身体障害者の高齢化の問題ということで一緒に出してあるんですけど、こちらのデータは東京局と池袋所の状況ということで、年齢別の年齢構成比というのを出してみました。身体障害者については高齢化というのが進んでおりまして、東京労働局の年齢構成を見ても、55歳以上で32.4%を占めている、就職件数について31.2%を占めているという状況になっています。

特に目立っている年齢層が60～64歳という年齢で、新規の求職者が全体の14.5%、就職件数では13.3%と、各年代の中でも高い割合を占めているということになっています。

こちらの要因として考えられるものとして、定年制ですね。60歳定年が今までの一般的な例だったと思うんですけども、だんだん在職者の年齢が上がってきて、定年を迎えた方が次の就職を求めて新規の求職申し込みをして、その方たちが就職したという状況、活発化しているということがうかがえるような数字になっているかと思っています。

これについては、今後も、予備軍というわけではないですけれども、年齢50代の方も含めて、在籍者の中で定年を迎える年齢の方は増えてくるかと思えますので、高齢化というのは今後も進展していくのかなと思っています。

次に、障害者の法定雇用率の引き上げに関する対応ということで項目出しさせていただきました。こちらは皆様ご承知のとおりかと思いますが、4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになりましたというペラのレジメを入れさせていただきます。これで民間企業の障害者の法定雇用率が1.8%から2%に引き上げられたということです。

ただ、去年の6月1日、六一報告と私たち言っていますけれども、この6月1日現在の障害者の雇用状況というのはまだ全国でも1.69%、東京局では1.66%、池袋所管内、豊島区、練馬区、板橋区の3区においては、その前の年よりも0.04%向上したんですが、まだ1.5%という状況になっております。ですので、2%から見ると大きく下回っているという状況になっておりますので、未達成企業への就職支援、要は充足支援ですね。こちらのほうも重要になってくるのかなと思っています。

充足の支援のためには、地域の就労支援機関と連携した形で、まずお仕事の切り出しをして求人を出していただくということも必要になってくるでしょうし、またその障害特性に応じた求人条件の緩和ということでこちらの求人確保すると同時に、その提出された求人を確実に充足させていくということがわれわれに課せられた使命かと思っています。

また、そのためには、就労準備が整った求職者の方、これが重要になってくるかと思えますので、就労支援を行っている事業者さんについては、これから準備に向けた支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。そちらの就労支援機関と連携をとりつつ、就職と求人の充足というのを図っていきたいと思ひます。

それと、もう1つ資料を入れましたが、これはこの間の解散前の183国会で、6月13日に障害者の雇用促進等に関する法律の一部を改正する法律、改正雇用促進法が可決成立したわけですが、この法律の概要というのは、審議会でもずいぶん練っていますのでご承知かと思ひますけれども、1つには、障害者の権利に関する条約の批准に向けて、雇用分野に差別の禁止、職場に働くに当たっての支障を改善するための措置、これが28年4月1日の施行ということです。

もう1つが、法定雇用率の算定基礎の見直しということで精神障害者を算定基礎に加えると。こちらについては平成30年4月1日の施行、その施行後の5年間は、猶予期間として、精神障害者を加える法定雇用率を一律の計算どおりには引き上げませんよ、段階的に引き上げますよということですが、新たに精神障害者を雇用率の算定基礎に算入するということになりました。

こちらの改正によって精神障害者を算定基礎に加えることになって、実際の経過措置が終了する平成35年においては、現時点の雇用率に、プラス5年後の通常の見直し、プラスこちらの精神障害者のカウントということがあります

ので、大幅に法定雇用率そのものが引き上げられるということが予想されますので、ますます精神障害者の就労支援というのが重要になってくるのかなと思っています。次第でございます。

そのためには、皆さんと協力しながら少しでも、精神障害者の方に限らないわけですが、特に今まで一番遅れていたのが精神障害者の部分だと思っておりますので、そちらの方たちの就労支援というのを充実させていかななくてはならないと思っていますところでございます。

#### 委員

ハローワークさんとしての問題提起がありました。私どもは地域の支援機関からの問題提起ということで出させていただいております。同じように、障害者の法定雇用率が上がったということに伴ってこちらの課題を挙げております。

具体的な課題を3点挙げてございまして、1点目は障害者の思いと企業側の希望とのマッチングがなかなか図れない。企業からの引き合いは多いですけれども、なかなかそこには障害者の方が合わないというか、無理に就職するとすぐ離職するということになりますので、その辺りが難しい課題かと思っております。

2つ目が、就職をしてしまったらそれで終わりということではなくて、今度はずっと続けて定着していくようにする必要があることについての問題でございます。

3点目は、練馬区内には中小企業が非常に多いということで、私ども協会では定着支援している方が380名ぐらいいるんですが、そのうち練馬区内で就職している方は2割ぐらいなんです。あとの方は他の区あるいは市部のほうに就職している。その背景には中小企業の中に障害者就労についての理解が深まっていないということもあるかと思っております。

この辺りでハローワークさんとも力を合わせながら事業者の理解を深めていく、そして、またそこで新規雇用を開拓していく、そのようなことが課題ではないかと思っていますところでございます。

#### 委員

学校の就学時から卒業に向けてのことについて話をさせていただきたいと思っております。

今、特別支援学校、特に知的の生徒数がすごく増えております。新しい特別支援学校ができたり、今年の4月には志村学園といいまして、職業学科、学区がなくて自分で通って、入るための試験もあつたり、五、六年前には永福学園というのができたり、東京都としては、これから職業学科、企業就労を目指す特別支援学校と、うちのような普通科の特別支援学校、知的なんですけれども、2つに分けて、企業就労できる生徒は職業訓練をして企業就労してもらおう。うちみたいな学校は、卒業後福祉施設に行ったり、うちの学校に通いながら就労の意欲を高めたりという形で、これから特別支援学校も少しずつ変わっていくのかなと思っております。

それと、うちの学校もそうですけれども、発達障害の方とか精神障害の方が増えていまして、手帳が取れなかったり、うちの学校に来ているけど取りたくないという生徒がいたりして、既存の進路先、企業就労も含めて福祉施設なども、なかなか当てはまらない方もいるのかなと思います。

練馬区は、民間も区立の施設もすごく充実しているんですけれども、近くの隣の区とか市からいろいろな福祉施設が学校のほうにいろいろ紹介に来てくれます。練馬の様子を話すと、「あ、こんなにあるんだ」というような形で驚かれて帰っていくんですけれども、通える方なんかは自分でどんどんサービス内容を選んで他区に行ったり、逆に他区の方が練馬区に来たりというのがこれからより一層、練馬だから練馬の福祉施設に行くというのがちょっと崩れていくのかなと思っています。

あと2点、就労準備状況アセスメントと相談支援事業について、先ほど親の会に入っている方がほとんどいなくなったと言うんですけれども、今、保護者の方はほとんど共働きの家が多くて、保護者会とか学校行事なんかも平日にやると、なかなか来られなかったり、なるべく休日にやってほしいという形で、家庭のほうもかなり余裕がないのかなという感じがします。

それで、今年から練馬区のほうは就労準備状況アセスメントが始まって、仕組みなどの理解や手続きが難しくなってきます。相談支援事業もそうですが、やってみればそんなに難しくないとはいえますけれども、説明会でいろいろ資料をもらってもなかなか保護者は理解できないと思うので、学校のほうはもちろん説明しますが、区の説明会等でも丁寧にさせていただいて、また学校と連携して、学校の生徒たちがよりよいサービスを受けられるように協力していければと思います。

## 委員

今回の自立支援協議会の専門部会で、先ほど自己紹介の中でお話をさせていただいたのですが、高齢期にかかる方たちの支援ということで関わらせていただきます。もともと私が学生のときに、社会福祉士の実習を受けるとき高齢者の分野で実習をしていて、ちょうど介護保険が入るときで、現場はすごく混乱していたときで、そのとき実習指導の人に言われたのが、特に高齢を迎える人たちというのは自分が住み慣れた地域でいつまでも暮らしたいという希望を持っている。そこで、在宅介護支援センターとしてはかなえられる限り、やれる限りサービスを入れたり、ご本人と話し合いをしたり、家族と調整をしたりして、そこで生活できるように支援していくんだというふうに言われたのがすごく残っていて、自分であったり、われわれの施設に来るメンバーとお話をしている、今住んでいるところで暮らせるならずっと暮らしたいという方が多いのかなと感じています。

また一方で、だんだん年をとってきて、この間まで自分ができていたことができなくなってきたり、もしかしたら自分は認知症なんじゃないかということで相談に見える方も結構増えてきています。その中で、最近老人ホームに入ら

れて、そこから「きらら」に来る方であったり、3年たったら保健師にそういう相談をするから、一人になったら寂しいから面会に来てくれと、ずいぶん先のことを、確約と言ったら変ですけども、やっぱり寂しいというところと自分が暮らしていくというところの心細さみたいなものを話される方が増えてきているかなと思っています。

「きらら」ができて10年たって、10年間来ている方というのは10歳年を重ねているということで、それは当然だなと。メンバーが年をとって、前はすごく活発にプログラムに参加していた方が、ちょっときょうはやめておくという話であったり、ご家族から相談を受けたりするときにも、自分がだんだん高齢化して障害を持っている当事者の息子さんが自立できるように支援していきたいというような相談を受けることも多くなってきています。

また、第2期の最後のときに会長から、高齢期の支援すごく期待していますと、この自立支援協議会の専門部会でしっかりしてほしいというふうに話をいただいていますので、そのプレッシャーをうまく跳ね返しながらというか、先生にもアドバイスをいただきながらやっていきたいと思っています。

#### 委員

光が丘は今期、相談支援部会を担当させていただきます。先ほども制度がどんどん変わっていった家族、当事者がついていけないという話がありましたけれども、私も、この生活支援センターに来る前、練馬区にある大きな入所施設にいたんですけども、元都立の本当に重度、最重度の方ばかりの入所施設です。そこにお子さんを入れている親御さんたちは、施設に入れてよかったと、これをついのすみかを得た、自分たちはこれで親としての大きな役割は果たせたんだというところで安心していたのが、もちろんそこが「ついのすみか」でいいかどうかということは別問題ですけども、親御さんの気持ちとして、これで自分たちがもしいなくなったとしても子どもが困ることはないと思えたのが、支援費になり、自立支援法になりというときに、非常に皆さん心配されていて、そのときにその親御さんたちへの対応ということで、いろんな事務手続もありましたので、施設の中に相談部門を置きました。そちらの担当をしまして、その親御さんたちの声を聞いて、制度が変わったからといって当事者の生活が大きく変わるということはない、少なくともマイナスに変わることはないですよという話をずっとしてきました。それから「すてっぷ」で相談支援を始めて、その間にずっと感じているのは、制度を変えようという人たちはよりよくしようとして変えようという話をするんですけども、その対象になっている当事者やご家族に、制度が変わるんですよ、皆さんにとってこんなふうによくなるんですよという話が伝わるのは一番最後なんです。

その経験もあるし、地域に出てきてもやっぱり同じなんだと。入所施設だけが一番最後だったのではない。やっぱり当事者さんやご家族が一番最後なんだと。本当はそこが出発点ではないかと。

今回、計画相談が実際始まっています。10月からは受給者証の更新の方が

ら組まれていく。来年度からは本格的に施行が始まるということですが、そのことも今たくさん相談をいただいています。

先日、サービス提供事業者の説明会があったんですけれども、ご家族への説明会はまだなんですね。今回の制度は私たちとしてはとても大事な制度だと思っています。計画相談、サービス等利用計画という名称ばかり表に出されてしまって、要するにその定番をつくるのが目的なんだというふうに誤解されがちなんですけれども、今度こそは当事者やご家族を中心にして、障害者の生活をみんなが考えられる仕組み、そういうツールをつくっていきましょうと、そういう仕組みを地域の中に立ち上げましょうということが目標だと思っています。

今回の相談支援部会では、当事者たちを中心にして、練馬区民がみんなで見られるような方向に持っていけるように、今期の3年間取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

#### 委員

よろしくお願いいたします。「ういんぐ」では、地域移行専門部会を開催いたします。これは1期、2期から引き続きのものでございますけれども、前期については、高齢期の問題、高齢に入られた方が地域移行するということで課題の提案をさせていただきました。今回、いろんな部分で高齢についてはさまざまな課題が持ち上がったということで高齢の専門部会を設けて、地域移行専門部会はまた少し違った視点から、課題がたくさんありますので、話し合っていこうと思っています。

入院や医療の必要性がなくなったからといって、すぐ地域に暮らせるかというと、絶対そうではないということなんです。先ほどそれぞれから説明ありましたが、このサービス利用計画のツールを利用することによって、入院している間から、地域でのそういったスキルですとか、いろんなサービスですとか、こういった手段がその方にとってよりよいのか。フォーマルなサービスだけではなくて、インフォーマルなサービスを私たち一人一人が知恵を絞った形で、福祉サービスだけにかかわらず、いろんなものをサービス利用計画に当て込んで地域生活を応援していこうと考えています。

先ほど障害者の視点というのがありましたけれども、やはり住民一人一人が、いつ障害になるか分かりませんし、高齢になれば同じように障害を背負うということで、そういった視点を大事にしながら専門部会を行っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 委員

私たちは「成人の発達障害」の部会の事務局を担当します。私たちが日々相談を受けている中では、何のサービスにもつながっていない発達障害の方がポツポツと見えてきています。また、状況が大変こじれてしまっている方が多くて、その後の立て直しが難しい方がたくさんいらっしゃいます。

相談にいらした方のお話をうかがう中でわかることの1つは、このたび練馬

区内にこども発達支援センターができましたが、そういった制度ができる前に、早期発見、早期療育の流れに乗ってこなかった方たちがいらっしゃるのだろうということです。

もう1つは、もしそういった仕組みがある中でも、発達障害のボーダーでずっと普通学級、普通学校等で育ってこられて、その後大学生や就職する段階になった方たちがいることです。そのくらいの時期になると求められる課題やコミュニケーション等が高度で複雑なものになってきます。その中で初めて課題が明らかになってきて、「もしかしたら発達障害なのかもしれない」とニーズが挙がって来る方たちがある程度の割合でいるのだろうなということが感じられます。

こういった方たちをどう立て直すかが地域の課題ですが、発達障害を持たれた中で生きにくさを感じながら様々なものを背負って生活してきており、さらに二次的に精神科疾患を背負ってしまっている方たちもいらっしゃいます。

また、このたびできました「乳幼児期から学齢期にかけての支援の仕組み」、その支援をさらにその後「成人期に誰にどのようにバトンタッチするのかの仕組み」として区内に整えていくこと、これがこの発達障害の部会の趣旨の一つです。

部会は恐らく学齢期から就労までとかなり様々なテーマに複雑にまたがったものになると思います。さまざまな方にご参画いただいて、「練馬区にはいい仕組みができたね」と言われるものを作っていかなければならないと思っています。よろしく願いいたします。

#### 副会長

六つほど大事そうな項目を挙げてみました。所得補償に関しては、障害基礎年金と生活保護というのが大きなものとしてあるんですが、市とか区とか自治体でできるものとしては、福祉手当とか、医療費は自立支援医療の自己負担分を負担するようなこともあるようですね。

それから、住居の保障に関して、だいぶ重要だというお話が出ていましたが、地域移行を進めていく上で、施設とか精神科の長期入院からの地域移行を進めていく上でこれは非常に大事だと言えます。

それから、活動の場の提供は、今、地域生活支援センターが4つ整備されて、大変活発に活動されていていいと思いますけれども、もう少し細かい地区に、区民館のあるところとか、小学校の学区域とか、そういう細かいところまでそういう場が提供されていくといいんじゃないか。「きらら」は「出張きらら」なんてやっていましたよね。ああいう形でもいいですけども、細かい地域で地域ボランティアと協力してもらおうようなことがあっていいと思います。

就労支援については、さっきハローワークとレインボーワークの立場から説明がありましたが、精神障害者が増えていることについてだけちょっとコメントしておく、僕の推論として1つは、精神科の治療が少しよくなったから、精神障害でも働ける人が少し増えているんじゃないかというのがあります。

もう1つは、障害者の範囲が軽いほうが広がってきていて、今、軽いうつ病、職場のうつ病などもすごく多いんですけど、それも障害者ということで手帳申請しますと、該当するんですよね。そういう軽い人も障害者扱いにするということで増えているという例もあります。企業のほうは、もとの社員でうつ病になった人を精神障害者にしちゃうと、雇用率が簡単に達成できちゃうということがあるから、これはちょっと要注意だと思いますね。

もう1つは、就労支援が広がってきているという実感はあります。就労移行支援施設なんかも結構できてきて、私の患者さんに聞くと、意外と企業に一般就労できたりする人もいます。

ということで、理由としては治療がよくなった、軽症まで障害の範囲が広がった、それから支援が広がったということがあるんじゃないかと思います。

それから、権利擁護のことは、権利擁護事業が進められているんだけど、1つは、代弁者と書きましたがアドボカシーですね。精神保健福祉法で、保護者がなくなるときに保護者の代わりに患者さんの権利を擁護するように代弁者を付けるというのが当初の案であったんだけど、それが法律にならなかったの、それが非常に問題になっていますけれども、本人の権利の代弁者を付けるというのも非常に大事なことだと思います。

あと自助活動、ピアサポート、これはさっきのお話の中でも、当事者の意見や視点をサービスの中に取り入れていくという話がありましたけれども、これは大変重要だと思いました。

会長

それぞれ委員の皆様から、非常に多方面からそれぞれの現場に即したご意見を頂戴いたしました。恐らくこれは、これからこの自立支援協議会の運営にとっても、障害者施策の推進にとっても貴重な意見をいただいたと思います。

ちょっと予定の時間を押しておりますが、事務局側からコメントをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

障害者施策推進課長

委員の皆様からの貴重なご意見ありがとうございます。住まいとか就労、さまざまな視点からのお話をいただきました。これらのテーマにつきましては、本協議会の全体会あるいは専門部会のほうで慎重に検討していく内容だと考えてございますので、併せてお願いをしたいと思います。

それから、私ども、今、次期の障害者計画の策定を計画しておりますが、そうした中で検討していくものと考えてございますので、併せて受け止めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

会長

ありがとうございます。障害者施策というのは、分野横断的な施策であります。自立支援協議会も、そういう意味では従来は就労とか教育は別の世界の話だというふうに位置付けておりましたが、まさに委員としてお入りいただいてさまざまな形でご発言をいただける、そういう場になりました。さらに、いろ

んな意味で、仕事の話もそうですが、生活の場として住まいだとかそういうこともいろいろ広がっているということで、これは計画づくりのほうに反映をしていただくということになるかと思えます。

もうちょっと時間いただいて、報告および協議が残っております。事務局のほうから3点出ておりますので、手短によろしくお願いいたします。

事務局

資料6～資料8、説明。

会長

ありがとうございました。何かご質問やご意見があればお願いします。

副会長

1つ提案ですけれども、きょう皆様の意見を聞かせていただいて、大事なテーマが出ていたと思うんですね。ちょっと気が付いたところで4つ挙げさせていただくと、1つは居住サービスをどう整理するか、2つ目は当事者の視点や意見をサービスにどう生かすか、3番目として災害時の対応をどうすればいいか、4つ目としてライフステージで分断されない支援をどうやってつくるか、まだあるかもしれませんが、僕の気が付いたところでは4つあると思いました。別に会議を開くとか専門部会を開くというのは大変だと思うので、これを例えれば今の専門部会に割り振って、抱き合わせでテーマにさせていただくというふうにしたら、少し進展するのではないかと思ったんですね。

居住サービスのことは、例えば地域移行部会が関係が深そうだから考えてもらうとか、当事者の視点、意見を生かすことは権利擁護部会が考えるとか、高齢期の介護サービスを受けるご老人方が対象になるので高齢期支援のところには災害時対応であるとか、それからライフステージで分断されない支援をつくるには相談支援のところを考えてもらうとか、そういうふうにしたらきょうの話し合いで出てきたことが少し生きると思いますので、各専門部会でちょっと検討していただいたらいいかなと思います。

事務局

ありがとうございます。事務局で検討させていただきまして、進め方等を定めていきたいと思っております。

委員

専門部会やるのに確認したいので最後をお願いします。発達障害部会の設置について、大人の発達障害という話だったんですが、第2期からの議論も引き継いで、子どもから大人まで切れ目のない支援ネットワークを構築するというふうに関引き継いできているんですが、それはどの方向に行くのかをちょっと確認したいのでお願いします。

事務局

ライフステージに合わせた支援ということなので、当然切れ目がない形にはなると思いますが、大人の発達障害の部会の中で、幼児期からの課題等積み上げていく必要があると考えております。ただ、特にこの間、顕著になってきた

成人期の課題というのをメインターゲットとして協議をしたいということで、特徴付けた専門部会としております。見え方としては成人だけが対象になるのかなというところがあるかと思えますけれども、課題は幼児期から子どもから引き継いでくるものなので、協議の中では一体的に行う部分があるかと思っています。

会長

自立支援協議会の議論が多岐にわたり始めていて、それを自立支援協議会の機能として、専門部会の機能として絞り込みながら、実質的な議論というのは、たぶん地域生活支援センターの実務的な、現場的な感覚でずっと議論をされてきたかと思えます。

それと、もう1つは計画づくりの話があって、その間に施策というのがあるわけで、それぞれの部会で行ったさまざまな給付事務というのは区で担われている。ところが、どうも住まいの話になると今度は住宅の話が出てきて、単にこのサイズではちょっとおさまらない。

例えば居住者協議会のようなものを住宅部門と一緒に持っているならそこで議論できる、まだ練馬はそういうのはないですよ。豊島区とか幾つかのところでは始まっているから、そろそろ区でそういうことをやらないと、住宅政策というのは障害者と高齢者が住む場所なんです、はっきり言えば。あとのことはほっといたっていいというぐらいですが、そういうことを含めて、やっぱり仲介業者にとってみれば、さまざまな付加的なサービスがないと安心して貸せないですよ。今までの賃貸借契約だけでは、例えばひとり暮らしのお年寄りにはあとのことはどうしてくれるんだと。障害の方たちもそうですよね。いろんなトラブルが起こることが非常に予見できる、それをうまく解決できるような仕組み、もちろんバリアフリーの問題はもちろん前提にあります、そういうことを含めた議論をちょっとどこかで詰めないと、この自立支援協議会で住まい先の話を経り議論していても、がちが明かない話にもなるのかなと。その辺りのことを含めて課題整理をしていただいて、これを政策に持って行って、それこそ住宅部局との協働が必要になったり、いろんな部局との協働が必要になるところもあろうかと思えますし、そんなことを含めて、事務局できょうの議論を引き取っていただいて、課題整理をしていただくということで、その他、事務局より議題終了ということでお伝えすることがあればよろしく願いいたします。

事務局

今回の日程につきまして、第2回の自立支援協議会全体会は、10月下旬から11月上旬の間の開催を予定しております。会長、副会長とあらためて日程調整をさせていただきます、委員の皆様へお知らせいたします。

また、第2回全体会の前に第1回の専門部会の開催を予定しておりますので、本日お配りしました専門部会の参加希望につきまして、8月2日までにご提出をいただきますようお願いいたします。

先ほど報告をさせていただきましたヘルプカードの件につきましても、本日少しお時間がなかった関係で資料配布と簡単な説明だけで終了させていただきましたが、資料をお目通しいただきまして、何かご意見等ありましたら、専門部会の参加希望と合わせて事務局のほうにご提出をいただきますようによろしく願います。

事務局からの連絡は以上です。

会長

それでは、第3期の第1回の自立支援協議会を終了します。第2回は秋風の立つころになりますか、気候がちょっと予断を許さない、また猛暑の可能性もあるようでございますので、どうぞお気を付けて、また秋にお目にかかりたいと思います。どうもありがとうございました。

(終了)